

令和 8 年度東京都多摩障害者スポーツセンター内

食堂(軽食喫茶コーナー)及び売店の業務委託業者募集要項

東京都から指定管理者として公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が運営する東京都多摩障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用者と職員のために管理運営する「食堂」において、料理・飲食物・売店等の提供業務及びこの業務を遂行する上で必要となるサービス業務（以下「委託業務」という。）を行う業者を、下記により募集する。

記

1. 応募資格要件

- (1) 法人であること。
- (2) 令和 8 年 1 月 1 日現在、東京都内において、委託業務と同一内容、同一規模以上の営業実績が 5 年以上あり、現に営業していること。
- (3) 令和 8 年 1 月 1 日現在、東京都内又は東京都隣接県に運営会社の本社または支社等の管理部門があること。
- (4) 分担金としての光熱水費（電気料・ガス料・水道料）を毎月東京都に納付できること。
- (5) センターの指定する日から業務を開始できること。
- (6) 応募業者が営業する東京都内の店舗において、次のすべての要件を満たしていること。
 - ア 指定検査機関での食材等の細菌検査結果が良好であること。
 - イ 直近過去 3 年間に於いて食中毒等の事故を起こしていないこと。
 - ウ その他、衛生管理体制が万全であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 8 条に規定する処分を受けている団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (10) (7)、(8) 又は (9) の団体から委託を受けた者でないこと。
- (11) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条 1 項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手

が不渡りになったとき等。ただし、センターが経営不振の状態を脱したと認め
た場合は除く。) でないこと。

(12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2. 業務を委託する施設

(詳細は、東京都多摩障害者スポーツセンター食堂・売店部門の業務委託に関する仕様書参照)

(1) 業務委託場所

東京都多摩障害者スポーツセンター内食堂

東京都国立市富士見台2-1-1

(2) 施設概要

ア 厨房面積27㎡、食品庫8㎡(使用部分、別添図面のとおり)

イ フロア客席数 15席(ラウンジ2席含む)

ウ 利用人数 1日平均約100人(令和7年度)

(3) 営業時間等

ア 営業日

原則、センターの開館日(東京都障害者スポーツセンター条例(昭和59年3
月31日制定条例第24号)に規定するセンターの休業日を除く毎日)をいう
とする。

イ 営業時間

営業時間は、午前11時00分より午後7時30分までとし、ラストオーダー
を午後7時00分とする。

3. 募集業種

(1) 業務委託内容

料理飲食物・売店等の提供

(2) サービス形態

フルサービス

4. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 応募書類

(1) 申込書(様式1) 1部

(2) 会社・法人概要(任意様式) 1部

(3) 企画書(様式2) 1部

企画書の提案内容については、別紙「企画書提出に伴う注意事項」を参照する
こと。

(4) 商業登記簿謄本(原則3か月以内のもの) 1部

(5) 印鑑登録証明書(原則3か月以内のもの) 1部

(6) 貸借対照表及び損益計算書(直近過去3年間分) 1部

- (7) 法人事業税・都民税の納税証明書（直近過去3年間分） 1部
- (8) 指定検査機関で実施した食材等の細菌検査報告の写し 1部
- (9) 返信用封筒(A4判封入可能、住所等記載、(切手140円)貼付のもの)1枚
注；応募書類に押印する場合は、印鑑登録済みの印を押印すること。

6. 応募書類の提出先等

(1) 提出先

〒186-0003

東京都国立市富士見台 2-1-1

東京都多摩障害者スポーツセンター

TEL.042-573-3811 FAX.042-574-8579

(2) 提出先に持参又は郵送すること。

(3) 注意事項

- ア 提出された応募書類の差し替え、引き換え及び撤回はできない。
- イ 応募書類に虚偽の記載を行った場合、その応募は無効とする。
- ウ 不正な応募であることが判明した場合、その応募は無効とする。

7. 提出期間

令和8年3月2日から令和8年3月9日午後5時まで

8. 面接・実地調査

選考に当たっては、必要に応じて面接や実地調査を行う場合がある。

9. 選考結果等

- (1) 選考結果は決定次第ただちに文書で通知する。
- (2) 提出された応募書類は、返却しない。
- (3) 選考に当たっては、必要に応じて面接や実地調査を行う場合がある。

10. 質疑受付

本要項等に対する質疑の受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年3月5日まで

(2) 受付及び回答方法

- ・質疑書（任意様式）を8（1）の提出先へ郵送（書留）すること。
- ・質疑書の内容は、簡潔明瞭かつ必要最小限なものとする。
- ・質疑書以外の書面等による質疑は、一切受け付けない。
- ・質疑に対する回答は、他の応募者からのものも含めて応募者全員に対し、令和8年3月6日までにメールで回答する。

以上